東京都公安委員会告示第 2704 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 6 日

東 京 都 公 安 委 員 会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都墨田区千歳１丁目１－１４－８０５
金崎　圭　　放置違反金納付命令書（第　30-103-260508-416131）

大阪府東大阪市東石切町４丁目９－７
印藤　滋　　放置違反金納付命令書（第　30-104-260822-201166）

東京都府中市新町２丁目１４－４４－１０７
富井　正人　　放置違反金納付命令書（第　30-106-260729-409737）

静岡県藤枝市青葉町４丁目１－１３－１０２
増田　蓮人　　放置違反金納付命令書（第　30-107-260721-202046）

熊本県熊本市中央区南熊本４丁目３－４３　レオパレス幸一１０９
東　祐太朗　　放置違反金納付命令書（第　30-108-260808-201960）

熊本県熊本市中央区南熊本４丁目３－４３　レオパレス幸一１０９
東　祐太朗　　放置違反金納付命令書（第　30-108-260814-203497）

熊本県熊本市中央区南熊本４丁目３－４３　レオパレス幸一１０９
東　祐太朗　　放置違反金納付命令書（第　30-108-260822-203661）

埼玉県加須市串作１２５－１０１
山崎　慎之介　　放置違反金納付命令書（第　30-109-260722-424443）

東京都品川区西五反田５丁目６－３４
新井　慎一　　放置違反金納付命令書（第　30-217-260623-203371）

東京都中野区沼袋１丁目１４－１０－３０３
大内　颯　　放置違反金納付命令書（第　30-217-260801-403154）

東京都江戸川区中葛西５丁目４－１６－１０１
比嘉　章併　　放置違反金納付命令書（第　30-217-260820-202832）

東京都世田谷区上馬２丁目１３－１５－２０５
高橋　恭平　　放置違反金納付命令書（第　30-325-260825-440711）

東京都港区北青山３丁目６－２１
株式会社ＮＯＲＩ　ＨＡＩＲ　ＪＡＰＡＮ　　放置違反金納付命令書（第　30-332-260803-206888）

埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目２３４－１０３
ＹＩＬＤＩＲＩＭ　ＥＭＩＮ　　放置違反金納付命令書（第　30-333-260627-202199）

埼玉県川越市新宿町３丁目７－１３
株式会社　ＳＯＲＩＧＨＴ　　放置違反金納付命令書（第　30-435-260814-203653）

東京都北区中里３丁目１－１７－１０５　オウクレール駒込
栗城　伸夫　　放置違反金納付命令書（第　30-437-260713-425796）

千葉県我孫子市布佐平和台５丁目６－１
牛尾　文哉　　放置違反金納付命令書（第　30-547-260710-203289）

埼玉県川口市中青木４丁目２０－６－３０１　センチュリー川口
ＤＵＯＮＧ　ＶＡＮ　ＣＵＯＮＧ　　放置違反金納付命令書（第　30-552-260507-204394）

千葉県八千代市大和田新田４５２－１４－２－２０１
花井　龍己　　放置違反金納付命令書（第　30-662-260725-439020）

千葉県八千代市勝田台１丁目６－１－２０３
濱谷　彪冴　　放置違反金納付命令書（第　30-668-260727-201365）

東京都港区高輪３丁目１１－８－１４０２
中谷　健人　　放置違反金納付命令書（第　30-773-260708-203747）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都港区南青山２丁目２－１５
ＩＮＦＩＬＬＩＯ　株式会社　　督促状（第　30-100-260609-204975）

東京都中野区東中野１丁目５４－６
株式会社　ＣａＳａＤｏリアルティ　　督促状（第　30-106-260624-210580）

東京都新宿区百人町２丁目６－１　岡村ビル１Ｆ
久保木　春男　　督促状（第　30-108-260530-204557）

東京都中央区八重洲２丁目８－８
高砂企業　株式会社　　督促状（第　30-109-260626-204122）

東京都港区海岸３丁目１６－１
株式会社　ＷＩＮＧ引越センター　　督促状（第　30-112-260702-204193）

新潟県新発田市月岡温泉１１８－５
有限会社三シルバー　　督促状（第　30-113-260601-204105）

埼玉県戸田市喜沢１丁目２６－９　マルエツ喜沢マンション３０４
株式会社ＮＥＸＵＳ　　督促状（第　30-113-260620-203665）

東京都港区白金６丁目１８－１２　プラチナスクエア白金４０２
飯村　啓　　督促状（第　30-215-260520-202491）

東京都千代田区外神田６丁目１６－１
株式会社　松倉　　督促状（第　30-217-260616-401914）

千葉県市川市宝１丁目１－１５
アドバンスド・アイ・アール株式会社　　督促状（第　30-221-260618-203657）

東京都中央区日本橋浜町３丁目３－１－４１０３
石塚　みゆき　　督促状（第　30-221-260710-207523）

東京都足立区舎人５丁目１８－２０－１０２
工藤　勇紀　　督促状（第　30-329-260622-432036）

東京都渋谷区桜丘町２９－５
小林　崇央　　督促状（第　30-331-260527-206690）

東京都港区海岸３丁目１６－１
株式会社　ＷＩＮＧ引越センター　　督促状（第　30-331-260622-206930）

東京都新宿区新宿７丁目１８－４－８０１
菊池　海翔　　督促状（第　30-435-260625-204770）

埼玉県川口市東本郷１３８９－３
宮下　一馬　　督促状（第　30-556-260430-202715）

東京都豊島区南大塚２丁目１１－２
アイワックス　株式会社　　督促状（第　30-558-260613-402028）

東京都北区西が丘１丁目２－４－１０１
永井　竜馬　　督促状（第　30-559-260519-201012）

広島県広島市中区鉄砲町４－１６－８０２
西川　恒平　　督促状（第　30-661-260718-204836）

三重県四日市市日永４丁目５－６
瀬古　匠　　督促状（第　30-776-260607-402020）

東京都あきる野市伊奈１２００－４　スウィーツヴィラＡ１０３
山尾　悠太　　督促状（第　30-882-260409-203564）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。